

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【公開番号】特開2017-87036(P2017-87036A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2017-33063(P2017-33063)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月14日(2017.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否判定手段による当否判定結果に基づいて演出を表示すると共に前記当否判定結果を図柄で表示するための表示手段と、

前記表示手段に表示する前記演出の演出パターンを、複数の演出パターンの中から選択する演出パターン選択手段と、

遊技者が任意に操作可能な操作部と、
を備えた遊技機において、

複数の前記演出パターンの少なくとも1つは、前記操作部の操作が有効とされる操作有効期間を備え、前記操作部による操作結果に連動して演出を変化させることができ操作演出パターンであり、

前記操作演出パターンの演出は、前記表示手段に表示される第1の表示体と該第1の表示体と共に表示される第2の表示体とで少なくとも構成され、

前記表示手段で前記当否判定結果を図柄で表示する前に表示中の前記操作演出パターンの前記第1の表示体と前記第2表示体の少なくとも一方を、前記操作有効期間に前記操作部を操作しあつ変化条件の成立に起因して変化させて前記当否判定手段による当否の信頼度を段階的に報知する段階的報知手段を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1の表示体と前記第2の表示体はそれぞれ複数段階設けられ、

前記操作演出パターンが選択されたことに起因して前記第2の表示体の到達可能な最終段階を、前記複数段階内で決定する演出内容決定手段を有し、

前記段階的報知手段は、

前記表示手段で表示中の前記第1の表示体を最終的に前記複数段階の最終段階まで昇格させた状態あるいは前記第2の表示体を最終的に前記演出内容決定手段で決定された前記到達可能な最終段階まで昇格させた状態で、他方の表示体に最終段階までの段階が残っていても前記他方の表示体は段階を昇格させないことを特徴とする請求項1に記載の遊技機

。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1の発明は、当否判定手段による当否判定結果に基づいて演出を表示すると共に前記当否判定結果を図柄で表示するための表示手段と、前記表示手段に表示する前記演出の演出パターンを、複数の演出パターンの中から選択する演出パターン選択手段と、遊技者が任意に操作可能な操作部と、を備えた遊技機において、複数の前記演出パターンの少なくとも1つは、前記操作部の操作が有効とされる操作有効期間を備え、前記操作部による操作結果に連動して演出を変化させることが可能な操作演出パターンであり、前記操作演出パターンの演出は、前記表示手段に表示される第1の表示体と該第1の表示体と共に表示される第2の表示体とで少なくとも構成され、前記表示手段で前記当否判定結果を図柄で表示する前に表示中の前記操作演出パターンの前記第1の表示体と前記第2表示体の少なくとも一方を、前記操作有効期間に前記操作部を操作しつつ変化条件の成立に起因して変化させて前記当否判定手段による当否の信頼度を段階的に報知する段階的報知手段を備えたことを特徴とする。

請求項2の発明は、請求項1において、前記第1の表示体と前記第2の表示体はそれぞれ複数段階設けられ、前記操作演出パターンが選択されたことに起因して前記第2の表示体の到達可能な最終段階を、前記複数段階内で決定する演出内容決定手段を有し、前記段階的報知手段は、前記表示手段で表示中の前記第1の表示体を最終的に前記複数段階の最終段階まで昇格させた状態あるいは前記第2の表示体を最終的に前記演出内容決定手段で決定された前記到達可能な最終段階まで昇格させた状態で、他方の表示体に最終段階までの段階が残っていても前記他方の表示体は段階を昇格させないことを特徴とする。